

## 札幌留学生交流センター運営要綱

平成12年3月21日

総務局長決裁

令和2年11月25日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌留学生交流センター条例(平成12年条例第44号。以下「条例」という。)及び札幌留学生交流センター条例施行規則(平成12年規則第7号。以下「施行規則」という。)に規定された札幌留学生交流センターの宿泊室及び会議室の使用の承認その他必要な事項について定めるものとする。

(宿泊室を使用することができる者)

第2条 条例第3条各号に規定する札幌留学生交流センター(以下「センター」という。)の宿泊室を使用することができる者のうち、同条第3号の規定によりセンターの宿泊室(以下「宿泊室」という。)を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第3条第1号に規定する者の、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第1の4の表に規定する家族滞在以外の在留資格を有する配偶者又は子で、同条第1号に規定する者とともにセンターの宿泊室を使用しようとする者
- (2) 入管法別表第1の4の表に規定する留学の在留資格を有する者で、日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う札幌市内又は札幌近郊の機関のうち入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき法務大臣が告示で定めるもの(以下「日本語教育機関」という。)に通学する者
- (3) 入管法別表第1の4の表に規定する留学の在留資格を有する者で、札幌近郊の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、高等専門学校又は専修学校をいう。以下「大学等」という。)に通学する者
- (4) 入管法別表第1の4の表に規定する留学以外の在留資格を有する者で、札幌市内又は近郊の大学等の入学手続きを完了し、当該大学等の長の交付する入学年月日を明記した入学許可書を保持する者のうち、当該大学等に入学しようとする者
- (5) 前3号に規定する者の、入管法別表第1又は第2の表に規定する在留資格を有する配偶者又は子のうち、前号又は前々号に規定する者とともに宿泊室を使用しようとする者
- (6) 札幌市内の大学等に在学する日本人学生で、自宅からの通学が困難な者
- (7) その他総務局長が認める者

(宿泊室の使用承認の申請)

第3条 宿泊室の使用承認の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第3条第1号に規定する者
- (2) 前条第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する者
- (3) その他総務局長が認める者

2 宿泊室の使用承認の申請をしようとする者は、施行規則第3条第1項に規定する宿泊室の使用承認の申請に必要な書類を、市長が別に定める募集期間内に、市長に提出するものとする。

3 施行規則第3条第1号で規定する「別に定める書類」は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 日本の国籍を有しない者にあつては在留カードの写し
- (2) 大学等又は日本語教育機関に在学する者にあつては成績証明書又は在学証明書
- (3) 大学等に入学を予定している者にあつては当該大学等の入学を証する書類
- (4) 日本の国籍を有しない配偶者又は子とともに使用しようとする者にあつては当該配偶者又は子の在留カード又は特別永住者証明書の写し
- (5) 配偶者とともに使用しようとする者にあつては当該配偶者との婚姻関係を証する書類
- (6) 子とともに使用しようとする者にあつては当該子との親子関係を証する書類
- (7) 配偶者が職を有する場合にあつては当該配偶者の在職証明書

4 施行規則第3条第1項で規定する「市長が特に認める」ときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 推薦者において、推薦書の発行に時間がかかる場合
- (2) その他総務局長が特に認めるとき。

(宿泊室の使用承認)

第4条 前条の事項を満たす使用承認申請が募集数を上回って提出された場合には、原則として抽選の方法により、宿泊室を使用する者を決定するものとする。

2 宿泊室の使用期間は原則として2年とし、使用開始から2年が経過する前に、申請時に在籍している、又は入学を予定している大学等の卒業又は修了の予定日がある場合には、その日までとする。ただし、宿泊室の使用期間の満了にあたり、センター宿泊室の使用承認の申請を再度行うことを妨げない。

(宿泊室の使用料の納付)

第5条 施行規則第4条で規定する「市長が定める方法」は、1月を単位として、月毎

に納入通知書により納付する方法とし、同条中「市長の指定する期日」は、当該月の10日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊室の使用の承認を受けた者（以下「宿泊室使用者」という。）が、指定金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該使用料を納付することができる。

（同居の承認）

第6条 施行規則第5条第1項で規定する「別に定める書類」は、第3条第3項第4号、第5号、第6号及び第7号に規定する書類とする。

（在学証明書等の提出）

第7条 施行規則第6条で規定する「その他の書類」は、第3条第3項各号に規定する書類とする。

（会議室の受付期間）

第8条 会議室の使用の受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の1カ月前の月の1日（1日が受付実施日でないときは、その直前の受付実施日）から使用日の当日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体、私企業、宗教団体、政治団体その他これに準ずる団体が、その職員、従業員、構成員又は役員を対象として内部的な会議、行事等を行うため使用しようとする場合は、使用日の2週間前の同じ曜日の日（その日が受付実施日でないときは、その直前の受付実施日）から受け付けるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合において、事業の円滑な準備のため特に必要と認められるときは、使用日の3カ月前の月の1日（1日が受付実施日でないときは、その直前の受付実施日）から受け付けることができる。

（1）国、地方公共団体が、市民を対象として、行政サービスの一環としての説明会若しくは臨時窓口の開設等を行う場合

（2）国、地方公共団体その他の公共的な団体、町内会等の住民組織又は国際交流若しくは国際協力の推進を設立目的とする団体（以下「国際交流団体等」という。）が、市民の国際理解の増進又は市民と留学生の交流の推進に貢献する事業を行う場合

（3）国、地方公共団体その他の公共的な団体、町内会等の住民組織又は国際交流団体等が、留学生を支援する目的でチャリティ事業等を行う場合

- 4 第1項の規定にかかわらず、札幌国際ユースホステルに宿泊して会議室を使用する場合であって、事業の円滑な準備のため特に必要と認められるときは、使用日の3カ月前の月の1日（1日が受付実施日でないときは、その直前の受付実施日）から受け付けることができる。

- 5 毎受付実施日の受付開始の時点において、当該会議室を同日時に使用しようとする

内容の使用承認申請書が2以上ある場合には、先着順とする。ただし、この場合においても当事者間の協議によることを妨げない。

(使用承認の条件)

第9条 条例第4条第2項で規定する「使用について条件を付することができる」場合は、総務局長が、センターの管理運営上特に必要があると認める場合とする。

2 前項の場合に付することができる条件は、その都度、総務局長が定めるものとする。

(使用の不承認)

第10条 条例第9条に規定された使用を不承認とするもののうち、第4号で規定する「その他センターの管理運営上支障があると認めるとき」は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 自ら施設を使用する実際の必要がないにもかかわらず、使用承認の申請をしているとき。
- (2) 会議室において飲酒を主たる要素とする事業を実施しようとするとき。
- (3) 冠婚葬祭のため使用しようとするとき。
- (4) 当該会議室を使用して行う行為によって直接的に収益を得ることを目的として、使用しようとするとき。
- (5) 宗教的宣伝活動のため使用しようとするとき。
- (6) その他センターの設置目的に照らし、総務局長が特に好ましくないと認めるとき。

(使用料の減免)

第11条 施行規則第12条第4号で規定する「その他市長が特に必要があると認める場合」は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体（本市を除く）が、会議室を使用して、地域住民を対象とした行政サービスの一環としての説明会又は臨時窓口の開設等を行う場合
- (2) 本市が主催し、又は共催する事業のため会議室を使用する場合
- (3) その他総務局長が公益上特に必要があると認める事業のため会議室を使用する場合

2 宿泊室の使用料の減額又は免除をすることができる場合は、総務局長が特に必要やむを得ないと認める場合とする。

3 施行規則第12条の規定による使用料の減免は、次のとおりとする。

- (1) 会議室において、施行規則第12条第1号に該当する事業を実施する場合は、当該会議室の使用料は、規定の額の半額とする。
- (2) 会議室において施行規則第12条第2号、第3号に該当する事業を実施する場合並びに第1項第1号及び第2号に該当する事業を実施する場合は、当該会議室の使用

料は、免除する。

(3) 第1項第3号に該当する事業を実施する場合及び第2項に該当する場合は、当該会議室の使用料又は当該月の宿泊室使用料は、その都度、総務局長が定める。

(使用料の還付)

第12条 施行規則第13条の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 施行規則第13条第1号に該当する場合は、全額又は施設未使用分の金額を還付する。

(2) 施行規則第13条第2号に規定する使用の承認の取消の申出があった場合で、市長が相当の事由があると認めるときは、全額還付する。

(3) 施行規則第13条第2号に規定する使用の承認の変更の申出があった場合で、市長が相当の事由があると認めるときは、変更により減額となった金額を還付する。

(4) 施行規則第13条第3号に該当する場合は、当該月分の既納の使用料のうち、当該月の現日数を基礎として、日割りによって計算された額を超える金額を還付する。

2 使用料の還付を受けようとする者は、札幌留学生交流センター使用料還付請求書(様式)を市長に提出しなければならない。

(特別設備の設置等の承認)

第13条 施行規則第11条で規定する特別設備の設置は、次の場合には、承認されない。

(1) 設置しようとする設備の設置又は撤去の際に、センター等の建物又は備付物件を傷付けるおそれがある場合

(2) 設置しようとする物件の形状、大きさ、重量、消費電力等がセンターの構造、容量等に適合していない場合

(整理員の配置)

第14条 施行規則第14条第3項で規定する「市長が特に必要があると認める」ときは、総務局長が、センターの管理運営上特に必要があると認めるときとする。

(販売行為の承認)

第15条 施行規則第15条で規定する販売行為等の禁止のうち、市長の承認を得られる場合は、おおむね次のとおりとする。

(1) 留学生を支援することを目的としたチャリティ事業を実施する場合

(2) 町内会等の住民組織、国際交流団体等又はボランティア団体その他本市が支援し若しくは指導・育成している団体が、総務局長が公益上必要と認められたチャリティ事業を実施する場合

- (3) 音楽会、演芸会等のプログラム、研修会等のテキスト、又は料理、工芸教室等の実習等で使用する材料などをこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合
- (4) 行政の指導による啓発活動に伴う販売行為等である場合
- (5) その他総務局長が必要やむを得ないと認めた場合センターの設置目的に照らし、  
適当と認める場合

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年3月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

様式

札幌留学生交流センター使用料還付請求書

年月日

(あて先) 札幌市長

住所

氏名

電話一

下記のとおり使用承認の取消(変更)に係る使用料の還付を請求します。

使用取消(変更)前使用変更後

使用目的

使用施設

午前午前

年月日時分から年月日時分から

午後午後

使用期間

午前午前

年月日時分まで年月日時分まで

午後午後

使用料円円

使用取消

(変更)

理由

使用取消〔事前に取消(変更)を申し出ている場合に記入してください。〕

(変更)

申出年月日年月日

還付額

受付年月日年月日

注1 請求にあたっては、交付された当該施設の使用承認書を添付してください。

2 太枠内は、使用承認を変更する場合にのみ記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。

備考この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。